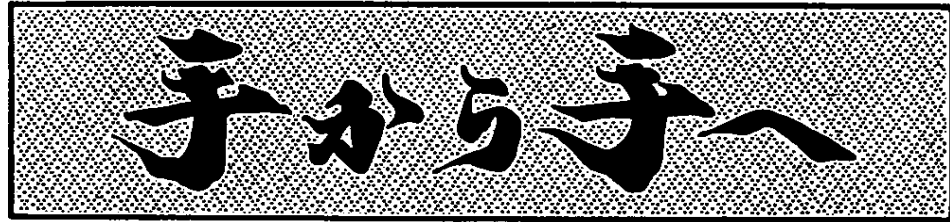


発行／公立大学法人
首都大学東京労働組合
TEL＝042-677-0213
Eメール＝union@apricot.ocn.ne.jp
HP＝http://tmu-union.org/



第 2860 号

2020 年 4 月 23 日

臨時職員に配慮を～休業要請は補償とセットで～

4月7日に、緊急事態が宣言されています。東京都は4月10日に緊急事態措置を公表しています。特措法施行令第11条に該当し、基本的に休止を要請する施設として、劇場やカラオケボックスなどと並んで、大学や図書館も挙げられています。

東京都公立大学法人は、これに先立つ4月6日に「法人における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた服務等の対応について」という、事務局長名の通知を出しています。

また、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受けて、4月16日にも「緊急事態宣言等を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた出勤抑制等について」という通知を发出し、出勤者の7割～8割削減に向けたとりくみについて、徹底を求めています。

自宅勤務へのとりくみを

これらによると、教員に対しては、旅行先を自宅とする自宅勤務を可能とすること。非常勤講師についても自宅勤務が可能とされています。

職員についても、所属長が必要と認める場合は、旅行先を自宅とする自宅勤務を可能とすることが謳われています。さらに、「真にやむを得ない場合を除き、原則として自宅勤務の実施に努めるようお願いします。」と記されています。

臨時職員についても、「原則として、上述の取扱いと同様に自宅勤務の実施に努めていただくとともに、職場の実態に応じて、現行規則等を基本に適切な対応をお願いします。」と記されています。上述の取扱いとは、法人職員と同様の取扱いということです。臨時職員は、時給制の賃金が支払われていることから、自宅勤務期間の賃金の取扱いについて、首都大学東京労働組合は、口頭で「原則として、自宅勤務の場合も通常の勤務を行ったとみなし、賃金を支払うこと」を求めています。そのため、臨時職員の賃金の取扱いについて、別途文書を発するよう求めました。これに対して、法人当局は、すでに4月6日に通知を出しており、改めて文書を出すことは、混乱を招く可能性もあり、今のところそうしたことは考えていない旨の回答を寄せています。

休業要請には、補償を

月末には、臨時職員に対する賃金支払い事務が発生し、5月中旬には会計管理課へ書類が提出されます。臨時職員にも、自宅勤務を要請しているのですから、自宅勤務期間については、時給相当額が支払われなければ、事務局長通知は意味を為しません。とりわけ、教員の研究費を原資として雇用されている臨時職員に対しては、組合からも当該教員に特段の配慮をお願いするものです。

出勤を余儀なくされている教職員への配慮も

大型連休明けの授業再開に向けて、出勤せざるをえない教職員も少なからず存在しています。個人情報を持ち出しが厳しく制限されており、在宅勤務が困難な場合でも、組合として、時差

通勤の実施や空き教室、ゼミ室を活用した3密を避ける措置など、考える感染拡大防止の措置をとるよう求めます。オンライン授業の準備に必要なWEBカメラなどの機材の配布も必要です。また、通信環境に問題のある学生に対する、WiFiルーターやノートパソコンなどの貸し出しを決めている大学もあります。

他大学で非常勤講師を勤めている教員には、他大学のオンライン授業の準備の状況などを全学で共有し、実施に向けて知恵を出し合うことを呼びかけます。

孤立している学生に対する支援は必要ないか？

東京都立大学は入学式を中止し、地方出身の学生には上京の見合わせを要請しています。しかし、就学費用の一部を予めアルバイトで賄うことにしていた学生は、アルバイト探しなどで、上京していることも考えられます。知り合いも乏しいなか、孤立している学生、とりわけ新入生の存在について、至急確認する必要があります。保護者や保証人に連絡をとるなど、地方出身の学生や自宅外で生活する学生の動向の掌握を急がなければなりません。

お困りのことがあれば、組合に相談を

長期間の休講、オンライン授業などかつてない状況に見舞われています。組合は、まず第一にすべての教職員・学生とその家族の命を守ること、生活を守ること、大学・高専の本来業務である教育と研究にできるだけ支障が生じないように、必要な要求を法人当局に対して行います。

お困りのことがありましたら、組合に声をお寄せください

組合員のみなさんへ

『組合に関する情報の配信について』

首都大学東京労働組合に加入されているみなさまに、首都大における働き方や報酬についての情報をあらためて知っていただきたいという思いから、希望者に対して各種規則の解説や勉強会のお知らせをメールにて配信することといたしました。

つきましては、携帯電話やパソコンアドレスへの情報配信メールを希望される方は、以下のQRコードをご使用頂くか(メール登録ページにリンクしています)、配信希望のアドレスを使用してunion@apricot.ocn.ne.jp宛に、所属部署とお名前をお知らせ下さい。



左記のQRコードは、<http://mail-to.link/m7/y5sy1>にリンクしています。「メール作成画面はこちら」をクリックして頂くと、送信に使用されるアプリの選択画面になりますので、そちらから登録をお願いします。

なお、本件に関してご質問がございましたら、組合事務室 union@apricot.ocn.ne.jp までご連絡下さい。

お詫びと訂正

春闘方針(案)を第2857号として発行しているため、4月6日付の第2857号、2858号は、正しくは第2858号、2859号でした。お詫びして訂正いたします。